

## IR推進会議開催要綱

### （目的）

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、大阪・夢洲地区にIR（統合型リゾート）を誘致するにあたり、構想の策定や課題対策等について幅広く検討するため、IR推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

### （検討事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- （1）大阪IR構想に関する事
- （2）IR立地に伴う懸念事項・課題対策に関する事
- （3）国の制度設計への働きかけに関する事
- （4）IRに関する府民理解の促進に関する事
- （5）その他、IR立地に関して必要と認められる事

### （組織）

第3条 会議は、府知事（以下「知事」という。）が委嘱する委員及び府市の関係部局長その他関係行政機関の職員（以下「関係部局長等」という。）をもって構成する。

### （座長）

第4条 会議の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くこととし、知事が指名する委員をもってあてる。

2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 会議は、府が招集する。

2 関係部局長等は、会議の内容に応じて出席するものとする。

3 府は、必要に応じて第3条に規定する者以外の者に対して出席を求めることができる。

### （部会）

第6条 専門的分野について検討する必要がある場合等、必要に応じて部会を開催することができる。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 第3条に規定する委員及び第5条第3項に規定する者(以下「委員等」という。)の謝礼の額は、日額9,800円とする。

2 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(守秘義務)

第8条 委員等は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(費用の支弁の方法)

第9条 府及び市は協議の上、会議の運営に要する経費について、共同で負担するものとする。

(開催期間)

第10条 会議は、第1条の目的を達成するまでの間、開催する。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、府府民文化部都市魅力創造局及び市経済戦略局立地推進部が共同して行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。